

財務省告示四百三十八号

関稅定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、相殺關稅に關する政令（平成六年政令第四百十五号）第十三条第一項の規定に基づき、大韓民國ハイニックスセミコンダクター社製DRAM等について關稅定率法第七条第一項の規定により相殺關稅を課することが決定された件（平成十八年一月財務省告示第三十五号）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から適用する。

平成十八年十一月十日

財務大臣 尾身 幸次

第一号中「第八五四二・二二号」を「第八五四二・三二」に改め、「集積回路」の下に「（デジタル式のモノリシック集積回路に限る。）」を加え、「八五四二・二二 ○一三及び八五四二・二二 ○二一」を「八五四二・三二 ○一一及び八五四二・三二 ○二一」に改める。